

令和 年 月 日

「指定通所介護」みさくぼの里サービス  
重要事項説明書

社会福祉法人 千寿会  
みさくぼの里サービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(浜松市指定 第2277204786号)

当事業所はご契約者ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1～2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2～3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～5
6. 緊急時等における対応方法	6
7. サービスご利用にあたっての留意点	7
8. 苦情の受付について	7～8
9. 虐待・拘束・事故発生時の対応	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 千寿会
- (2) 法人所在地 岐阜県瑞浪市西小田町3丁目221番地
- (3) 電話番号 0572-66-1030
- (4) 代表者氏名 理事長 原 正昭
- (5) 設立年月 平成10年12月25日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成29年4月1日 浜松市指定第2277204786号

※ 当事業所は特別養護老人ホームみさくぼの里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。

- (3) 事業所の名称 みさくぼの里デイサービス

- (4) 事業所の所在地 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家2356番地の4

- (5) 電話番号 053-982-1248

- (6) 事業所長(管理者) 施設長 竹内真一

- (7) 当事業所の運営方針 利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のため援助を心がけることを基本とします。また、個人別通所介護計画書を作成し、個別処遇を図ります。

- (8) 開設年月 平成17年12月15日

- (9) 利用定員 30人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 天竜区水窪町、佐久間町

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（但し1月1日、2日は除く。）
受付時間	月～土 8時00分～17時00分
サービス提供時間	月～土 8時55分～16時10分(但し12月31日は13時00)

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### <主な職員の配置状況>

職種	配置数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名以上
2. 介護職員	8名	4名以上
3. 生活相談員	2名	1名以上
4. 看護職員	2名	1名以上
5. 機能訓練指導員	2名	1名以上

（令和6年4月1日現在）

※配置数には兼務職員を含みます

##### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1.生活相談員・介護職員	勤務時間 8：00～17：00
2. 看護職員	勤務時間 8：00～17：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間（看護職員兼務）

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の7割・8割または9割が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

##### ① 基本介護サービス(食事介助、排泄介助、移動介助など)

日常生活を営むうえで、介助の必要な動作については適切な介助をさせていただきます。

## ② 入浴

ご利用者の機能に合わせて入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ＜サービス利用料金(1回あたり)＞(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

要 介 護 度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本介護サービス費	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
3. 入浴加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
5. 料金(1回あたり)	7,139円	8,345円	9,592円	10,840円	12,107円
6. 介護保険給付額(9割)	6,425円	7,510円	8,632円	9,756円	10,896円
7. 自己負担額(1割)	714円	835円	960円	1,084円	1,211円

上記の1・2・3・に介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は月1回の算定です。

- ※ 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記の単位数に10,14円を乗じた金額の1割・2割または3割が自己負担となります。
- ※ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上のもの占める割合が30%以上であること。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)：当事業所は、介護保険法で定める介護職員等処遇改善加算対象事業所になっていますので、上記1, 2, 3の単位数に9.0%を加算させていただきます。

※ 入浴されない場合、一回のご利用につき40単位となります。

※ 送迎減算

個別サービス計画上、送迎が片道(迎え又は送り)か往復(迎えも送りも)かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認して減算します。

送迎を行わない場合は、1日ごとに片道47単位、往復94単位となります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の提供に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 食事の提供

事業所では、ご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

料金：1回あたり460円

#### ② 材料費 100円

ご契約者ご利用者の希望により行事や趣味活動に参加していただいています。その際の材料代等の実費をいただきます。

#### ③ 複写物の交付

ご契約者ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ただし、ご持参いただく場合、費用のご負担はありません。

おむつ代：単価＝1枚当たり単価×実使用枚数＝請求額

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

#### ⑤ 通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費

自動車を使用した場合は、通常実施地域を超えるところから片道 1km あたり 40 円で積算した額を交通費として徴収します。

#### (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 7 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

下記アの方法でお支払いの場合は、翌月 20 日までにお支払い下さい。

下記イの方法でお支払いの場合は、翌月 25 日引き落としとなります。

ア. 下記指定口座への振り込み

浜松いわた信用金庫 水窪支店 普通預金 5005042

口座名義 フ) センゾウカイ

社会福祉法人 千寿会 理事長 原 正昭

遠州中央農業共同組合 水窪支店 普通預金 0003973

口座名義 フ) センゾウカイ

社会福祉法人 千寿会 理事長 原 正昭

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし (おおよその民間金融機関)

#### (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第 8 条参照)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	基本サービス費の 50%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 緊急時等における対応方法

通所介護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医に連絡させていただき、管理者にも報告させていただき、必要な措置をおこないます。

## 7. サービスご利用にあたっての留意点

### (1) 心身の状況の連絡について

ご利用者またはご契約は、主治医の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを、通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供ができるようにご協力ください。

### (2) 非常災害対策について

非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、ご利用者等の避難、救出訓練の実施等をおこないます。

尚、別に定める「消防計画」及び「災害対策マニュアル」等より対処します。

## 8. 苦情の受付について(契約書第 21 条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付担当者 みさくぼの里デイサービス 片倉さよ子 嶋田幸子
- 解決責任者 施設長 竹内真一
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日

8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	氏名 笹下 日支男
	住所 浜松市天竜区水窪町奥領家 3 3 8 2 - 1 電話番号 0 5 3 - 9 8 7 - 0 5 2 3
	氏名 森本 憲
	住所 浜松市天竜区水窪町奥領家 2 6 2 6 - 1 電話番号 0 5 3 - 9 8 7 - 1 5 5 4

天竜福祉事業所 長寿保険課	所在地 浜松市天竜区二俣町二俣481 電話番号 053-922-0065 受付時間 8:30~17:15
浜松市役所 介護保険課	所在地 浜松市中央区元城町103-2 電話番号 053-457-2975 受付時間 8:30~17:15
静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡市葵区春日2-4-34 (〒420-8558) 電話番号 054-253-5590 受付時間 9:00~17:00

## 9. 虐待・拘束・事故発生時の対応

別に定める「事故防止・身体拘束禁止・虐待防止のための指針」及び「危機管理マニュアル」「事故発生時マニュアル」「虐待対応マニュアル」「身体拘束禁止マニュアル」等より対処します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みさくぼの里デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 浜松市天竜区

氏名

印

契約者住所

氏名

印